得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、市町村が加入する一部事務組合等が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

五十　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

療所の項の区分の欄に規定する診療所であつて直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、一部事務組合又は広域連合が経営する診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した診療所数（一部事務組合が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

五十　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

つて、直近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の区域に所在する診療所の項の額の欄に規定する額から八九九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（以下この号において「逓減させた単価」という。）を控除した額に〇・三を乗じて得た額に逓減させた単価を加えた額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）